

2024年4月1日以降の新型コロナウイルス感染症に係る診療等の取扱いの概要

2024年4月1日以降の新型コロナウイルス感染症に係る診療等の取扱いについて厚生労働省保険局医療課から、2024年3月5日付で「令和6年度診療報酬改定による恒常的な感染症対応への見直しを踏まえた新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の取扱い等について」と題する事務連絡が発出され、下記の扱いとなることが示された。

なお、関連資料は、下記 URL 又は QR コードで参照いただきたい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00048.html



(診療報酬上の取扱い)

- (1) 発熱患者対応に関する特例点数及びコロナ罹患患者に関する入院の特例点数は、2024年3月31日をもって全て廃止される。
- (2) 入院外における下記の取扱いは、2024年5月31日まで継続される。
 - ア. 小児科外来診療料、地域包括診療料、認知症地域包括診療料、小児かかりつけ診療料、生活習慣病管理料、手術前医学管理料又は在宅がん医療総合診療料を算定する患者に対し、COVID-19の抗原検査、PCR検査を実施した場合は、検査料、免疫学的検査判断料、微生物学的検査判断料を別に算定できる。
 - イ. 小児科外来診療料、小児かかりつけ診療料、在宅時医学総合管理料、施設入居時等医学総合管理料又は在宅がん医療総合診療料を算定する患者に対し、COVID-19の抗ウイルス剤を処方した場合は、薬剤料を別に算定できる。
- (3) 入院における下記の扱いは、それぞれ下記の間、継続される。
 - ア. 2024年5月31日まで、DPC算定患者、療養病棟入院基本料、地域包括ケア病棟入院料等、検査を包括する病棟や介護医療院等において、COVID-19の抗原検査、PCR検査を実施した場合は、検査料、免疫学的検査判断料、微生物学的検査判断料を別に算定できる。
 - イ. 当分の間（別途改めて通知が出されるまで）、DPC算定患者、療養病棟入院基本料、地域包括ケア病棟入院料等、投薬・注射を包括する病棟や介護医療院、介護老人保健施設において、COVID-19の抗ウイルス薬を投与した場合は別に薬剤料を算定できる。
- (4) 2024年3月31日までの特例点数のうち、以下の点数は2024年6月1日に実施される新点数の中で評価される。

2024年3月31日までの特例点数	2024年6月1日以降の点数評価
外来対応医療機関が算定していた特定疾患療養管理料（100床未満の病院）（特例） 147点	初・再診料、医学管理等の通則の外来感染対策向上加算の発熱患者等対応加算 20点
往診・訪問診療時の看護配置加算（特例） 50点	在宅医療の通則の外来感染対策向上加算の発熱患者等対応加算 20点
（入院）救急医療管理加算（特例）	A209 特定感染症入院医療管理加算
（入院）二類感染症患者療養環境特別加算（特例）	A220-2 特定感染症患者療養環境特別加算

（施設基準の取扱い）

- (5) 入院料の施設基準の「月平均夜勤時間数」、「看護要員の数及び比率等」に1割以上の変動があった場合の取扱いについて、2024年5月31日まで継続される。
- (6) 地域包括診療加算及び地域包括診療料の施設基準に規定する慢性疾患の指導に係る適切な研修について、研修に係る施設基準を満たせない場合の取扱いは、2025年4月5日に終了する。

（医療提供体制及び公費支援等）

- (7) 新型コロナに係る医療提供体制について、2024年4月以降、通常の医療提供体制に移行する。
 - ア. 外来対応医療機関の指定・公表の仕組みは2024年3月末で終了する。
 - イ. 治療薬及び入院医療費にかかる公費負担医療は2024年3月31日で終了する。